

インフォメーション

令和 8 年 1 月 5 日

税理士法人 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

令和 8 年度税制改正大綱について ★賃貸不動産の相続評価は 5 年縛り！

令和 7 年 12 月 19 日 令和 8 年度税制改正大綱が発表されました。

【1】所得税

(1) 所得税の控除額の引き上げ 令和 8 年分以後

- ①基礎控除の本則部分を 62 万円（現行：58 万円）に引き上げ
- ②給与所得控除を 69 万円（現行：65 万円）に引き上げ

(2) 自動車等の通勤手当に係る非課税限度額の引き上げ

通勤手当の 1 月当たりの非課税限度額を距離に応じて、最高で 66,400 円に引き上げ

(3) 食事支給等に係る非課税限度額の引き上げ

食事の支給に係る使用者の負担額の上限を月 3,500 円から月 7,500 円に引き上げ

(4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の見直し 令和 9 年分以後

高所得者に対する追加課税の基準所得を 1 億 6500 万円（現行：3 億 3000 万円）に引き下げ

(5) 青色申告特別控除の見直し 令和 9 年分以後

電磁的記録の保存等の要件を満たした場合は 75 万円（現行：55 万円又は 65 万円）に引き上げ

(6) 住宅ローン控除や NISA の見直し

【2】法人税

(1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設 施行日から令和 11 年 3 月 31 日までに要確認

特定生産性向上設備等（仮称）の取得等をした場合、特別償却と税額控除の選択適用が可能

(2) 賃上げ促進税制の見直し 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度

大企業向けは廃止。中小企業については、増加割合が 4% 以上（現行：3%）の場合に適用

(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

対象となる少額減価償却資産の取得価額を 40 万円未満（現行：30 万円未満）に引き上げ

【3】消費税

(1) インボイス制度の経過措置の見直し 令和 9 年及び令和 10 年に含まれる各課税期間

一定の小規模事業者の納付税額を、課税標準額に対する消費税の 3 割にできる経過措置の創設

★ 【4】資産税

(1) 貸付用不動産の評価方法の見直し 令和 9 年 1 月 1 日以後に相続等で取得する財産

被相続人等が課税時期前 5 年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額（時価）に相当する金額により評価

【5】その他

(1) 固定資産税の免税点の引き上げ 令和 9 年分以後

償却資産に係る免税点を 180 万円（現行：150 万円）に引き上げ

(2) 防衛特別所得税（仮称）の創設 令和 9 年分以後